

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年9月11日

【会社名】 株式会社池田泉州ホールディングス

【英訳名】 Senshu Ikeda Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 吉田 憲正
代表取締役社長兼CEO 服部 盛隆

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号（大阪梅田池銀ビル）

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社池田銀行
執行役員企画部長 南地 伸昭
株式会社泉州銀行
経営企画部長 田原 彰

【最寄りの連絡場所】 株式会社池田銀行
大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 株式会社池田銀行 企画部
株式会社泉州銀行
大阪府岸和田市宮本町26番15号 株式会社泉州銀行 経営企画部

【電話番号】 株式会社池田銀行
池田（072）751局3521番（代表）
株式会社泉州銀行
岸和田貝塚（072）423局2131番（大代表）

【事務連絡者氏名】 株式会社池田銀行
執行役員企画部長 南地 伸昭
株式会社泉州銀行
経営企画部長 田原 彰

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 第一種優先株式
第二種優先株式

【届出の対象とした募集金額】 55,000,000,000円
（注）本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社池田銀行（以下「池田銀行」といいます。）の平成21年6月30日現在における第一種優先株式及び第二種優先株式の発行価額（簿価）の総額を記載しております。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年6月10日付で提出いたしました有価証券届出書、平成21年6月30日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書、平成21年7月31日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書、及び平成21年8月14日付けで提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成21年9月11日に「銀行を子会社とする持株会社設立に係る認可の申請（銀行法第52条の17第1項）」について、銀行法上の認可を取得したことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これに関連する事項を訂正し、また、上記のほか、記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

表紙 最寄りの連絡場所

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

3. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1. 株式移転計画の内容の概要

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

（1）株式の総数等

発行済株式

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

【表紙】

(訂正前)

【最寄りの連絡場所】

株式会社池田銀行
大阪府池田市城南2丁目1番11号 株式会社池田銀行 企画部
株式会社泉州銀行
大阪府岸和田市宮本町26番15号 株式会社泉州銀行 経営企画部

(訂正後)

【最寄りの連絡場所】

株式会社池田銀行
大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 株式会社池田銀行 企画部
株式会社泉州銀行
大阪府岸和田市宮本町26番15号 株式会社泉州銀行 経営企画部

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
第一種優先株式	111,000,000株 (注1, 2)	(注3)
第二種優先株式	115,625,000株 (注1, 2)	(注3)

(注1) 上記発行数は平成21年3月31日現在における池田銀行の第一種優先株式の発行済株式総数6,000,000株、第二種優先株式の発行済株式総数6,250,000株に基づいて記載しており、実際に株式会社池田泉州ホールディングス（以下「当社」といいます。）が発行する新株式数は変動することがあります。

(注2) 第一種優先株式及び第二種優先株式は、金融庁長官の認可を前提として、平成21年5月25日に開催された池田銀行・株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」といいます。）両行の取締役会の決議（株式移転計画の承認及び株主総会への付議）、平成21年6月16日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成21年6月25日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成21年6月26日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本件株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

(以下略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
第一種優先株式	111,000,000株 (注1, 2)	(注3)
第二種優先株式	115,625,000株 (注1, 2)	(注3)

(注1) 上記発行数は平成21年3月31日現在における池田銀行の第一種優先株式の発行済株式総数6,000,000株、第二種優先株式の発行済株式総数6,250,000株に基づいて記載しており、実際に株式会社池田泉州ホールディングス（以下「当社」といいます。）が発行する新株式数は変動することがあります。

(注2) 第一種優先株式及び第二種優先株式は、平成21年9月11日に取得した銀行法上の認可、平成21年5月25日に開催された池田銀行・株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」といいます。）両行の取締役会の決議（株式移転計画の承認及び株主総会への付議）、平成21年6月16日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成21年6月25日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成21年6月26日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本件株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

(以下略)

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

3. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成21年10月1日時点では、以下の通りとなる予定です。池田銀行及び泉州銀行は、金融庁長官の認可を前提として、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会による承認に基づいて、平成21年10月1日（予定）に、本件株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（以下略）

(訂正後)

提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成21年10月1日時点では、以下の通りとなる予定です。池田銀行及び泉州銀行は、平成21年9月11日に取得した銀行法上の認可、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会による承認に基づいて、平成21年10月1日（予定）に、本件株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（以下略）

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

池田銀行と泉州銀行は、金融庁長官の認可を前提として、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、第一種優先株式の株主による種類株主総会及び第二種優先株式の株主による種類株主総会による承認に基づいて、平成21年10月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、池田銀行及び泉州銀行を株式移転完全子会社とする本件株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年5月25日の両行取締役会において作成致しました。なお、池田銀行と泉州銀行は、平成21年10月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により池田銀行及び泉州銀行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する「経営統合契約書」を締結しております。

株式移転計画に基づき、池田銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式18.5株、池田銀行の第一種優先株式1株に対して当社の第一種優先株式18.5株、池田銀行の第二種優先株式1株に対して当社の第二種優先株式18.5株、泉州銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。当該株式移転計画に基づき、平成21年6月16日に池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会、平成21年6月25日に池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、当該株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議があったものとみなされ、又、平成21年6月26日に開催された池田銀行及び泉州銀行の定時株主総会及び池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会において、当該株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議をそれぞれ行っております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

(訂正後)

池田銀行と泉州銀行は、平成21年9月11日に取得した銀行法上の認可、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、第一種優先株式の株主による種類株主総会及び第二種優先株式の株主による種類株主総会による承認に基づいて、平成21年10月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、池田銀行及び泉州銀行を株式移転完全子会社とする本件株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年5月25日の両行取締役会において作成致しました。なお、池田銀行と泉州銀行は、平成21年10月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により池田銀行及び泉州銀行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する「経営統合契約書」を締結しております。

株式移転計画に基づき、池田銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式18.5株、池田銀行の第一種優先株式1株に対して当社の第一種優先株式18.5株、池田銀行の第二種優先株式1株に対して当社の第二種優先株式18.5株、泉州銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。当該株式移転計画に基づき、平成21年6月16日に池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会、平成21年6月25日に池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会において、それぞれ議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、当該株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議があったものとみなされ、又、平成21年6月26日に開催された池田銀行及び泉州銀行の定時株主総会及び池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会において、当該株式移転計画の承認及び本件株式移転に必要な事項に関する決議をそれぞれ行っております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

平成21年5月25日 池田銀行及び泉州銀行は、金融庁長官の認可、並びに、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の承認を前提として、取締役会において承認の上、「株式移転計画」を作成し、両行の経営統合に関する「経営統合契約書」を締結致しました。

（以下略）

（訂正後）

平成21年5月25日 池田銀行及び泉州銀行は、銀行法上の認可、並びに、両行の定時株主総会、池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会、池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会及び池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の承認を前提として、取締役会において承認の上、「株式移転計画」を作成し、両行の経営統合に関する「経営統合契約書」を締結致しました。

（以下略）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	940,231,599株 (注1, 2, 3)	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注4)
第一種優先株式	111,000,000株 (注1, 2)	-	(注5)
第二種優先株式	115,625,000株 (注1, 2)	-	(注5)
計	1,166,856,599株	-	-

(注1) 上記発行数は平成21年3月31日現在における池田銀行の普通株式の発行済株式総数25,927,437株、第一種優先株式の発行済株式総数6,000,000株及び第二種優先株式の発行済株式総数6,250,000株並びに泉州銀行の普通株式の発行済株式総数460,574,015株に基づいて記載しております。当社が発行する普通株式数は、上記発行数に平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一回優先株式を取得するのと引換えに交付した泉州銀行の普通株式の数に1を乗じた数（但し、1株未満の端数については切り捨てるものとします。）を加えた数となる予定ですが、当社の設立までに、池田銀行及び泉州銀行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合等は、当社が発行する新株式数は変動することがあります。

(注2) 普通株式及び第一種優先株式、第二種優先株式は、金融庁長官の認可を前提として、平成21年5月25日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の取締役会の決議（株式移転計画の承認及び株主総会への付議）、平成21年6月16日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成21年6月25日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）、平成21年6月26日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本件株式移転に伴い発行する予定です。

(以下略)

(訂正後)

種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	940,231,599株 (注 1, 2, 3)	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注4)
第一種優先株式	111,000,000株 (注 1, 2)	-	(注5)
第二種優先株式	115,625,000株 (注 1, 2)	-	(注5)
計	1,166,856,599株	-	-

- (注1) 上記発行数は平成21年3月31日現在における池田銀行の普通株式の発行済株式総数25,927,437株、第一種優先株式の発行済株式総数6,000,000株及び第二種優先株式の発行済株式総数6,250,000株並びに泉州銀行の普通株式の発行済株式総数460,574,015株に基づいて記載しております。当社が発行する普通株式数は、上記発行数に平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一種優先株式を取得すると引換えに交付した泉州銀行の普通株式の数に1を乗じた数(但し、1株未満の端数については切り捨てるものとします。)を加えた数となる予定ですが、当社の設立までに、池田銀行及び泉州銀行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合等は、当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- (注2) 普通株式及び第一種優先株式、第二種優先株式は、平成21年9月11日に取得した銀行法上の認可、平成21年5月25日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び株主総会への付議)、平成21年6月16日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第一種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)、平成21年6月25日に議決権を行使することができる株主の全員から書面による同意の意思表示を得たので、会社法第325条及び第319条第1項により、決議があったものとみなされた池田銀行の第二種優先株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)、平成21年6月26日に開催された池田銀行・泉州銀行両行の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)並びに池田銀行の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本件株式移転に伴い発行する予定です。

(以下略)

以上